

## 參考資料

## 1. 用語解説

### あ 行

#### ■荒尾市協働の地域づくり推進条例

平成 24 年に施行された、市民と市の役割分担による、安定的かつ継続的な地域づくりを推進することを目的とした条例。市民や市、地域団体等の役割を定めるとともに、地域づくりに関する市の支援等に関し必要な事項を定めています。

#### ■荒尾市景観条例

平成 25 年に施行された、荒尾市における景観行政を推進するための必要事項を定めている条例。景観法の委任事項（届出制度に関することや景観重要建造物・樹木に関すること等）や独自制度（景観審議会の設置等）が定められています。

#### ■荒尾市都市計画マスタープラン

平成 17 年に策定された荒尾市の都市計画の基本的な方針となる計画。荒尾市の将来像や土地利用の方針等を定めるとともに、地域別整備構想が定められています。

#### ■荒尾八景

平成 24 年 4 月、市民公募により集められた荒尾の素晴らしい景観の中から、選考委員により選考を経て選ばれた、荒尾を代表する優れた八つの景観。小岱山や有明海、万田坑等が選定されており、地域イメージのブランド化や、市のイメージアップ等に広く活用されています。

#### ■屋外広告物法

昭和 24 年に制定された、屋外広告物の掲出や屋外広告業について、必要な規則の基準を定めることを目的とした法律。景観法制定に伴い、原則として都道府県の屋外広告物条例による運用であったものが、市町村の屋外広告物条例による運用が可能となりました。

### か 行

#### ■熊本県景観計画

平成 20 年に制定された、熊本県が定める景観法に基づく景観計画。県全域の広域的な視点から届出対象行為や景観形成基準を定めているほか、重要な地区等を景観形成地域や特定施設届出地区として定めています。

#### ■景観法

平成 16 年に施行された日本で初めての景観についての総合的な法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国、地方公共団体、事業者、住民の責務等が定められています。

### ■建築基準法

昭和 25 年に施行された、国民の生命、健康、財産の保護のため、建築物の敷地や構造、設備及び用地に関する最低限の基準を定めた法律。

## さ 行

### ■自然公園法

昭和 32 年に施行された、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図り、国民の保健や休養、教化、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律。国立公園や国定公園、都道府県立自然公園からなる自然公園を指定することで、自然環境の保護と快適な利用を推進しています。

### ■借景

敷地外にある遠くの山並みや水辺等を庭の一部であるかのように取り入れ、背景の景観を手前の景観に溶け込ませる造園技法の一つ。

## た 行

### ■地区計画

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「都市計画法」という。）第 12 条の 4 に定められた制度で、ある一定の地区を対象に、実情にあったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度。建物用途や容積率、建物の高さ、壁面の位置、敷地規模、形態意匠、緑化、樹木の保全等について定めることができます。

### ■鳥獣保護法

平成 14 年に制定された日本国内における鳥獣の保護と狩猟の適正化を目的とした法律。鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止、さらに、猟具の使用に係る危険の予防に関する規定などが定められています。

### ■都市計画法

昭和 43 年に制定された、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。土地利用（区域や地区の区分等）や都市施設（道路、公園等）、都市計画事業（区画整理、再開発等）等について定められています。

## は 行

### ■文化財保護法

昭和 25 年に制定された、文化財の保存と活用を図り、国民の文化的向上や世界文化の進歩に貢献することを目的した法律。国や地方自治体による文化財の指定や認定、登録等により、文化財を保護するとともに、保護のための経費の一部を公費で負担することができます。

## ま 行

### ■見付面積

建築物の外壁、工作物の外観の一面における垂直投影面積。

## ら 行

### ■ラムサール条約

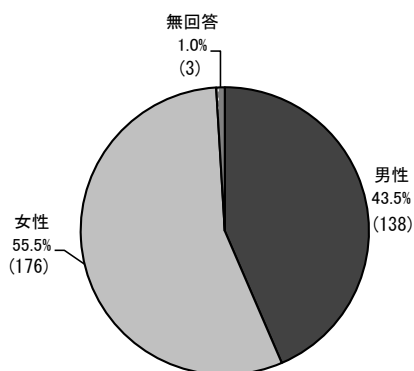
1971 年にイランのラムサールで採択された、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とした条約。各締約国がその領域内にある湿地を 1 ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置等について規定しています。

## 2. 市民アンケート

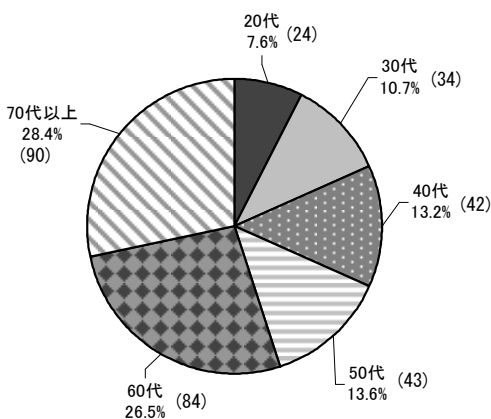
景観計画策定に向け、市民の景観の評価やイメージ、景観施策やルールづくりの必要性、景観づくりへの参画意向等を把握するため、アンケート調査を実施した。調査の主な結果を以下に整理します。

### (1)実施概要

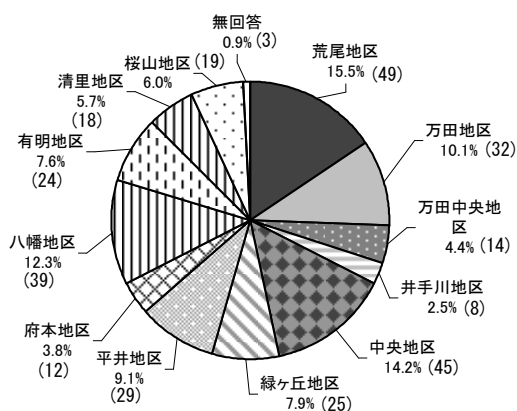
実施期間	平成 24 年 6 月 7 日（発送）～平成 24 年 6 月 25 日（投函締切）
調査地域	荒尾市全域
調査対象	20 歳以上の荒尾市民
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	1,000 票
回収結果	回収数 317 票 回収率 31.7%



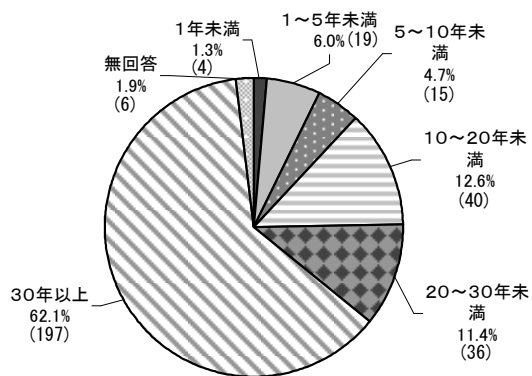
性別



年齢



居住地区

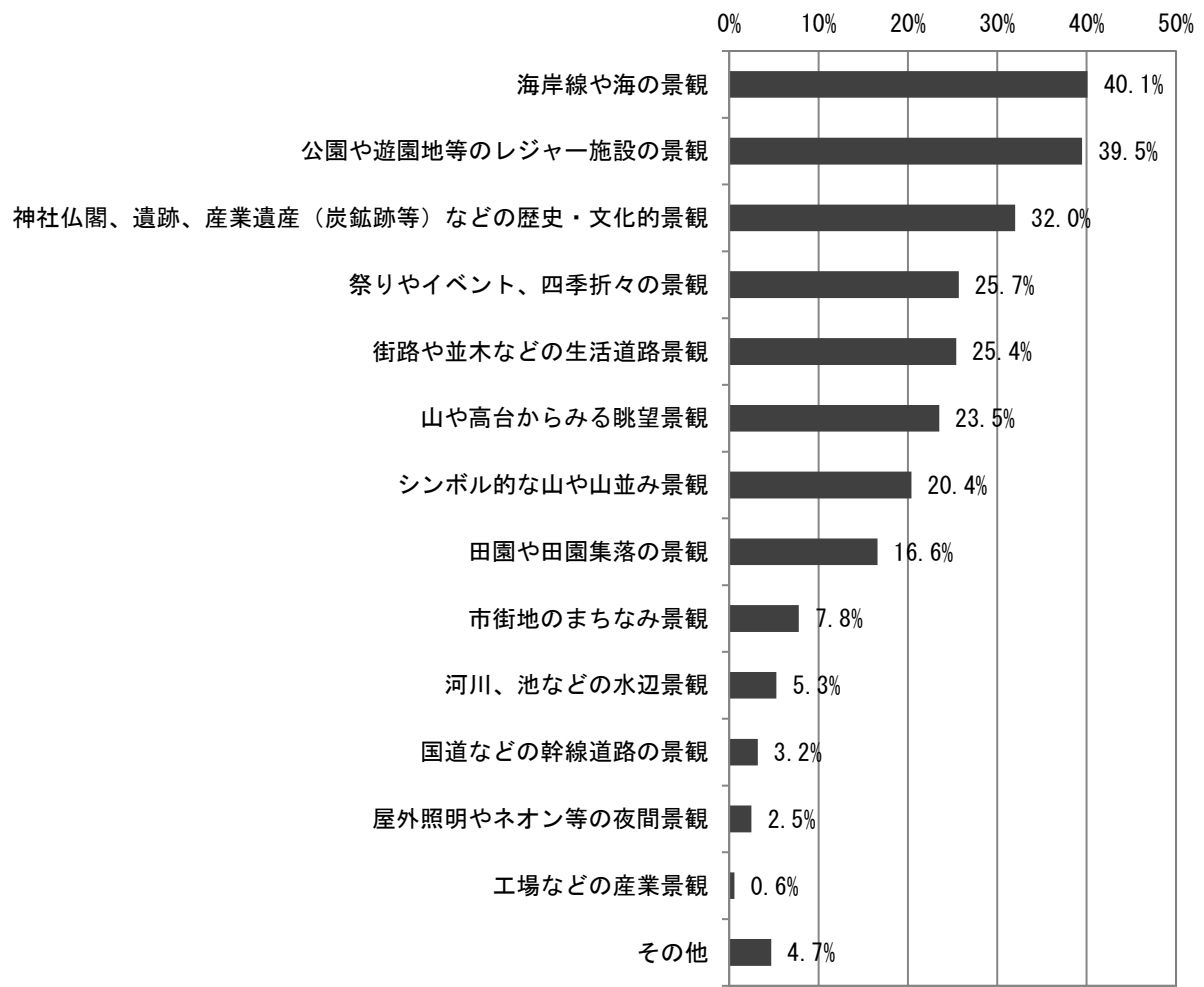


居住年数

\* 配布数は平成 24 年 5 月時点の住民基本台帳人口より按分

## (2)アンケート結果

Q 1 荒尾市における良い景観（複数回答（3つまで））



\* 比率は回答者数に対する割合

Q2 良い景観と思う具体的な場所

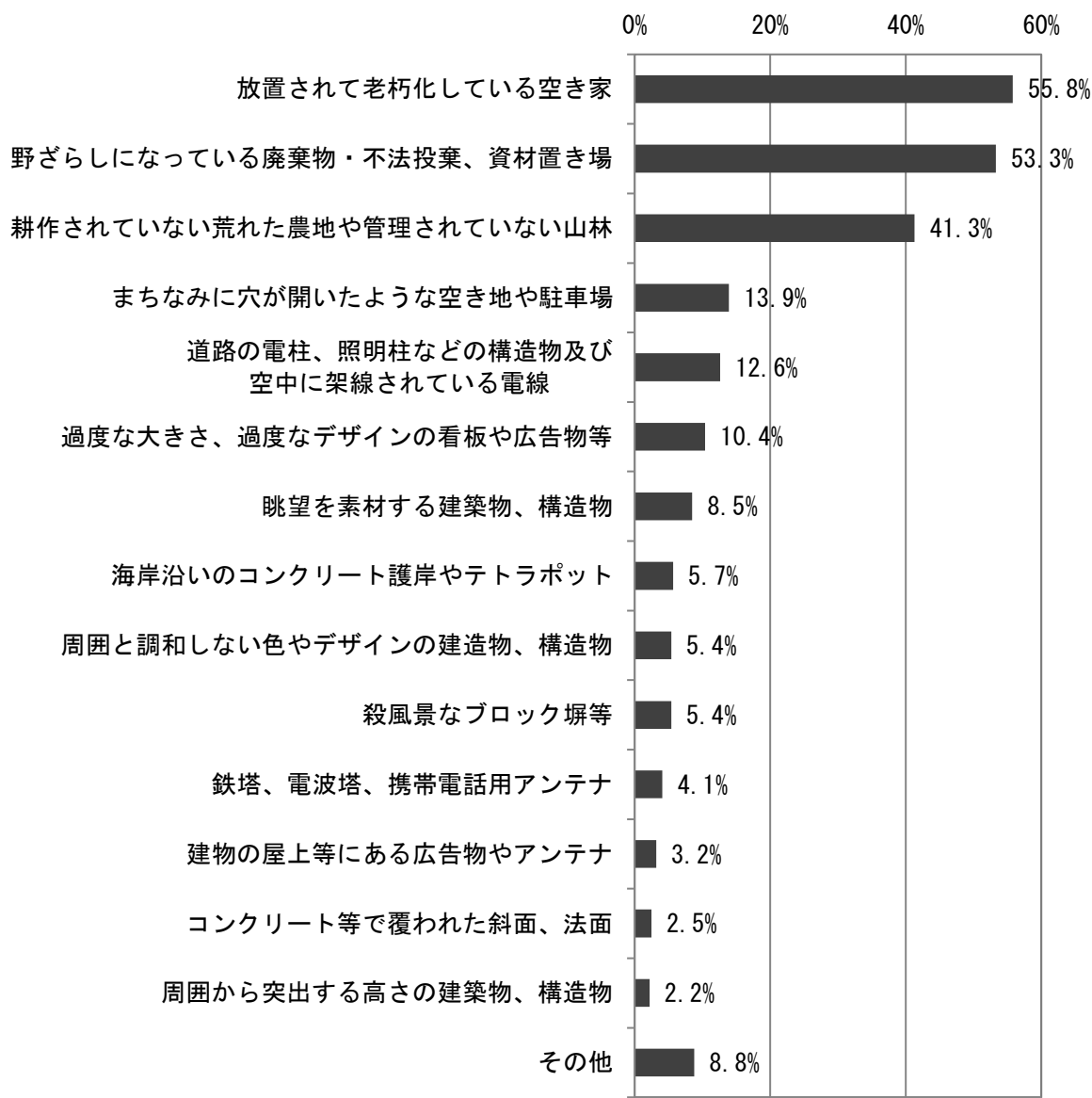
場所	景観の種類	意見数	合計意見数
有明海（荒尾干潟）	全般	7	67
	<b>荒尾干潟</b>	<b>49</b>	
	野鳥	1	
	松並木	1	
	<b>眺望の視点場</b>	<b>9</b>	
運動公園周辺	全般	8	50
	<b>増永緑ヶ丘線</b>	<b>5</b>	
	<b>市道増永緑ヶ丘線の桜並木</b>	<b>31</b>	
	元気ロード	1	
	体育館	1	
	文化センター	1	
	眺望の視点場	2	
	夜景	1	
グリーンランド周辺	<b>全般</b>	<b>22</b>	49
	<b>グリーンランド通り（イチョウ並木等）</b>	<b>13</b>	
	観覧車	5	
	眺望の視点場	2	
	夜景	7	
万田坑	<b>全般</b>	<b>31</b>	32
	第2 堅坑建物	1	
岩本橋周辺	全般	1	32
	<b>岩本橋</b>	<b>29</b>	
	こいのぼり	2	
四ツ山	全般	1	30
	四山神社	7	
	四山灯台	2	
	<b>眺望の視点場</b>	<b>20</b>	
小岱山	全般	15	24
	<b>眺望の視点場</b>	<b>9</b>	
野原八幡宮周辺	<b>全般</b>	<b>14</b>	18
	楠の木	2	
	藤の花・灯ろうの夜間照明	2	
梨畑	梨山	2	10
	<b>梨の花・木々</b>	<b>7</b>	
	八幡小学校周辺の梨園	1	
東屋形周辺	住宅街等	7	
県道 126 号	眺望の視点場	7	
J R 荒尾駅前	駅前広場・通り	6	
主要地方道荒尾南関線	眺望の視点場（万田トンネル）	5	
万田山	紅葉等	2	4
	眺望の視点場	2	
田園風景	水野地区、海陽中学校前、高浜鉄工団地周辺	4	
休耕田の花畑等	八幡小学校前等のオリーブ園やコスモス畑	4	
おかち山	眺望の視点場等	3	
大島周辺	バラ園等	3	
赤田公園	全般	3	
宮崎兄弟の生家	全般	2	
府本周辺	府本交差点から小岱山登山口までの景観	2	
緑ヶ丘周辺	住宅地等	2	
水道局	花みずき、眺望の視点場	2	
有明小学校	眺望の視点場	2	
朝日ヶ丘	眺望の視点場	2	

※ 2 票以上の意見を表示



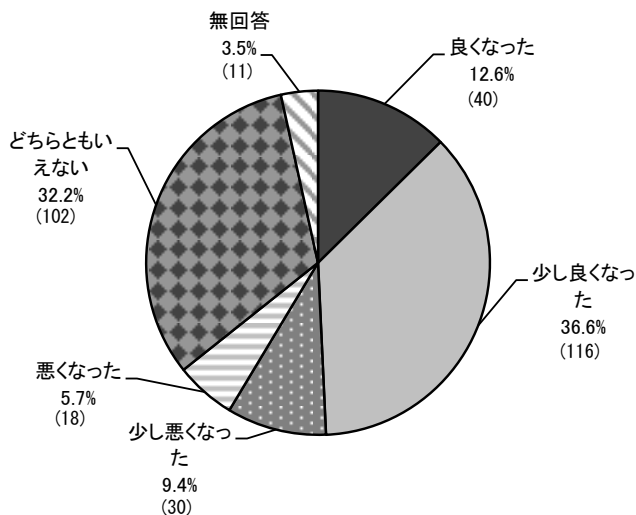


Q 3 荒尾市における良くない景観（複数回答（3つまで））



Q 4 以前と比べての景観の良悪

\* 比率は回答者数に対する割合



Q 5 以前と比べての景観の良悪の理由

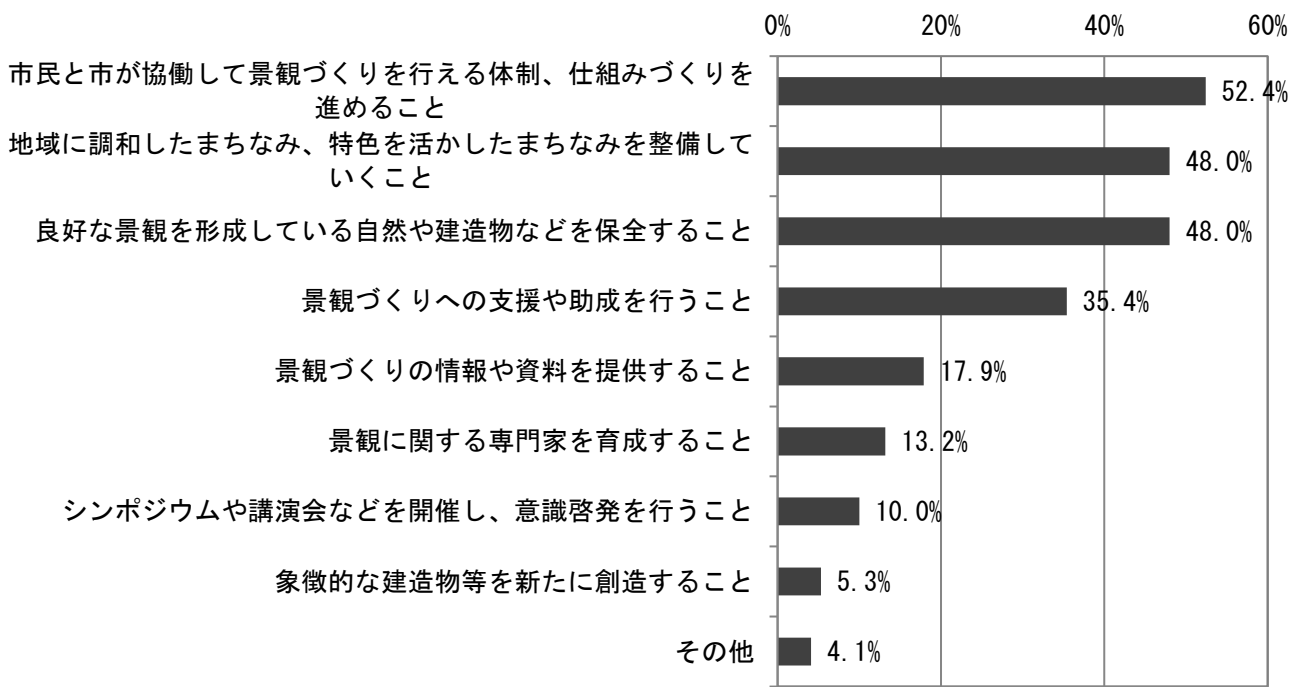
(良くなった・少し良くなった理由)

理 由		意見数
良くなった理由	道路整備の推進（街路樹含む）	12
	開発による新規利便施設等の整備	3
	駅前整備の推進	3
	新しい住宅地の形成	3
	不法投棄の改善	2
	緑の増加	1
少し良くなった理由	道路整備の推進（街路樹含む）	19
	開発による新規利便施設等の整備	9
	駅前整備の推進	6
	新しい住宅地の形成	3
	不法投棄の改善	2
	炭鉱住宅跡地の開発推進	2
	荒地の整備推進	2
	工業団地の基盤整備	1
	ゴミ出しマナーの改善	1

(悪くなった・少し悪くなった理由)

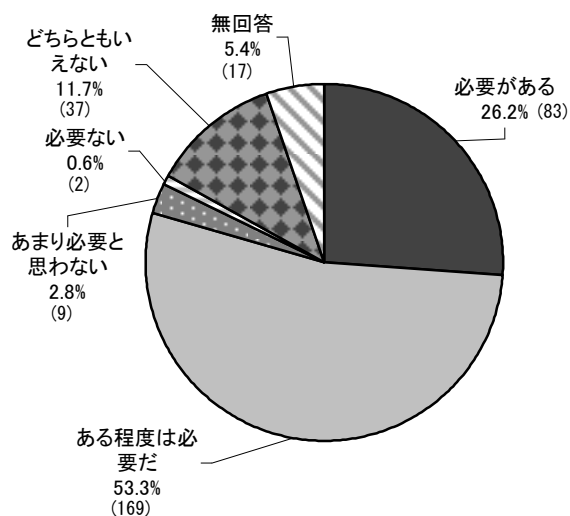
理 由		意見数
悪くなった理由	空き家の増加・放置	5
	空き店舗の増加・放置	4
	荒地、河川、庭木等の管理不足	3
	人口減少、商店街の衰退	2
	ゴミ出し等マナーの欠如	2
	車の増加（歩行の妨げ）	1
少し悪くなった理由	パチンコ店の看板による景観阻害	1
	空き家の増加・放置	7
	荒地、庭木、雑草等の管理不足	7
	空き店舗の増加・放置	3
	憩える公園や緑、砂浜の減少	3
	人口減少、高齢化による活気不足	2
	無駄な宅地開発	1
高層建物の建設	1	

Q 6 より良い景観づくりを進めるための取り組み（複数回答（3つまで））

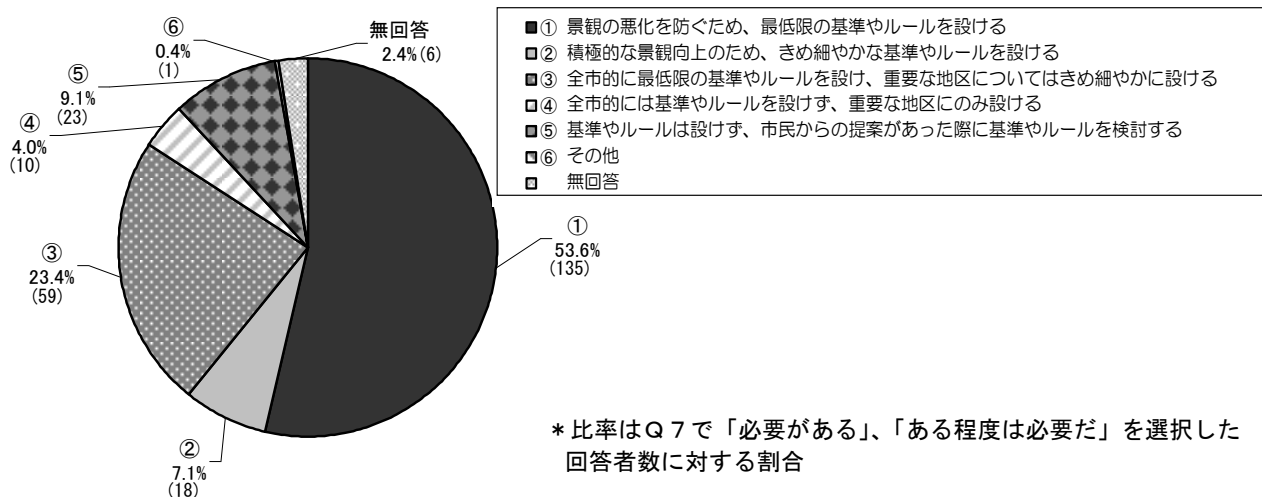


\* 比率は回答者数に対する割合

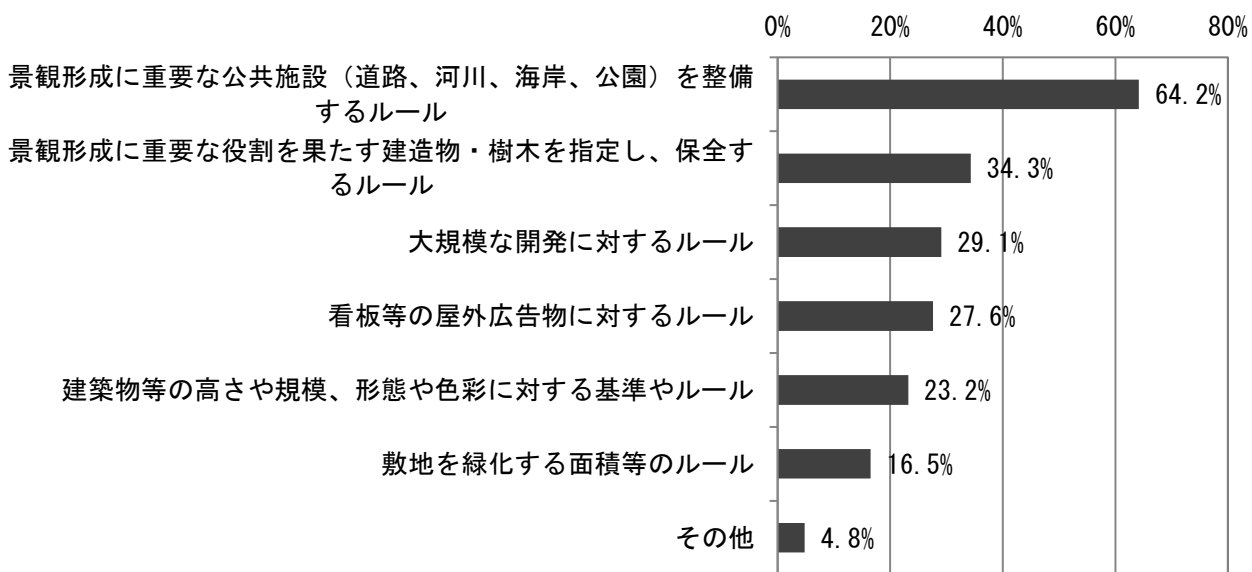
Q 7 景観づくりにおける基準やルールの必要性



Q 8 基準やルールの設定方針

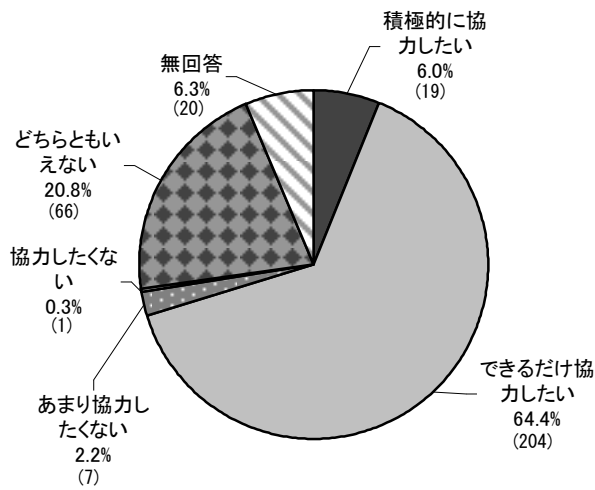


Q 9 景観形成において具体的に必要な基準やルール（複数回答（3つまで））

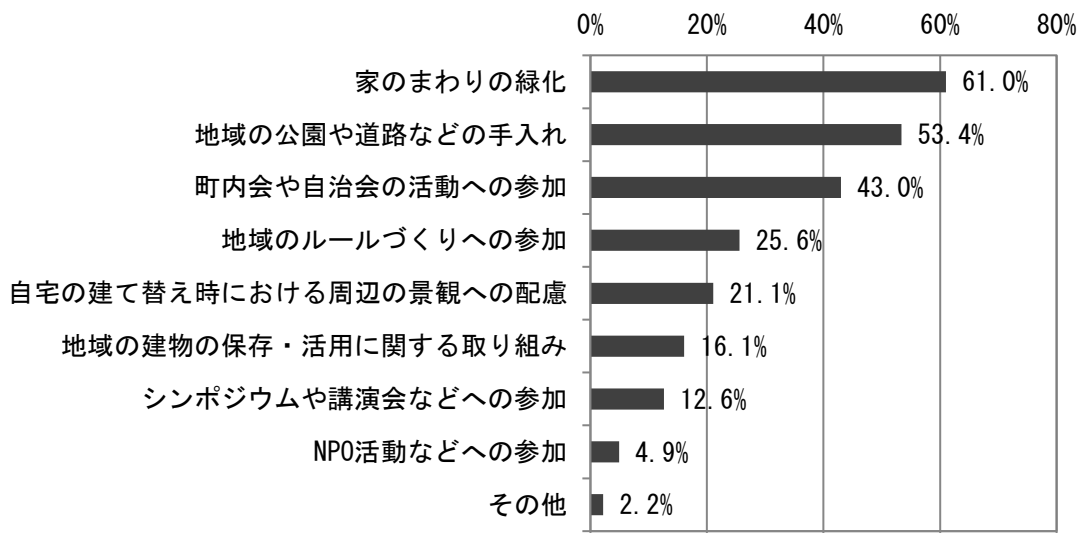


\* 比率はQ 7で「必要がある」、「ある程度は必要だ」を選択した回答者数に対する割合

Q10 景観づくりへの関わり方



Q11 取り組んでも良いと思う具体的な活動（複数回答（3つまで））



\* 比率はQ10で「積極的に協力したい」、「できるだけ協力したい」を選択した回答者数に対する割合

### 3. 色彩基準について

色彩基準は、JIS 規格に採用されている「色の表色方法—三属性による表示 (JIS Z8721)」に準拠したマンセル表色系を用いて、定量的な基準として定めています。

#### (1)色彩基準について

一般的に色を表現する際には「赤」や「青」などの色名を用いますが、色の解釈には個人差があり、客観的に正確な色彩を伝えることができません。そのため、景観計画では色彩を正確かつ客観的に伝えるため、日本工業規格 (JIS Z8721) にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度の組み合わせにより表現します。

##### ■色相は、色合いを表します。

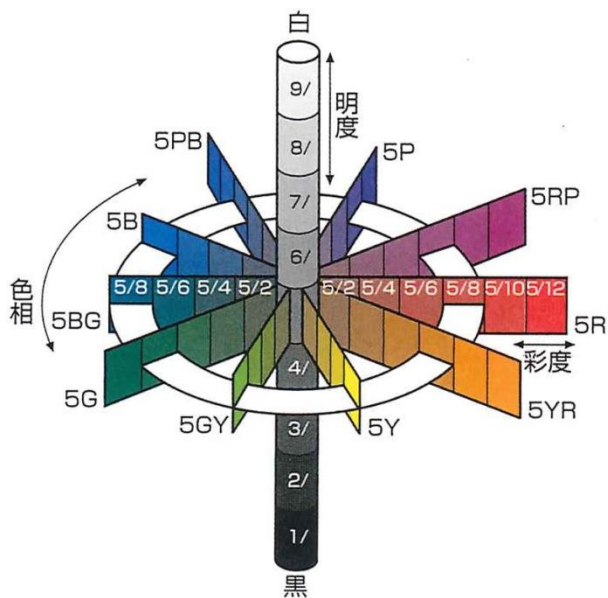
10種の基本色 (赤・黄赤・黄・黄緑・緑・緑青・青・青紫・紫・赤紫) の頭文字をとったアルファベット (R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP) とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10R や 5R などのように表記します。また、10RP は 0R と同じ色を示し、10R は 0YR と同じ色を示します。

##### ■明度は、明るさを表します。

暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、もっとも明るい色で明度 9.5 程度、最も暗い色で明度 1.0 程度です。

##### ■彩度は、鮮やかさを表します。

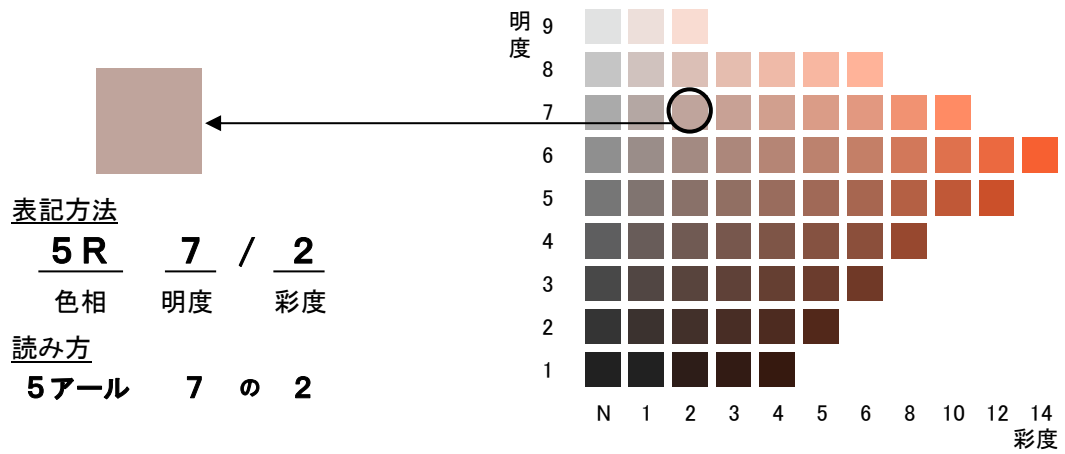
色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は 14 程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは 14 程度、青緑や青などは 8 程度です。



マンセル表色系の仕組み

■無彩色は、色相・明度・彩度のうち明度だけをもつ白、黒、グレー等の色を差します。

無彩色のマンセル記号の表記は、N3.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



明度と彩度の関係、マンセル記号（図は5 Rの色相を例示）

